

平成31年4月25日開催

第 8 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

## 第8回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ 3階 会議室

3. 出席委員 8 名 (欠席委員2名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	欠
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	欠
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長 久保 稔

主 幹 二本柳 浩一

主 幹 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況確認について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第3号 農地法第46条の規定による売払いに係る意見について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成31年4月25日招集、第8回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお本日の欠席者は、4番西村委員、7番土居委員の2名でありまして、それぞれ欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>以上により、出席委員は10名中8名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	挨拶
事務局長	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、1番酒井委員、9番野表委員にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より、報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】
議長	<p>これより質疑に入ります。報告第1号について、何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	<p>次に、報告第2号現況確認についてを、議題といたします。 事務局より、報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位1番ですが、申請地は公簿地目が宅地となっておりますが、すでに建物もなく以前から牧草地として管理されております。この度、現況地目を整理し農地として処分するため、申請が出されました。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、牧草地として利用されており、現況が農地であるとの判定意見をいただいておりますので、報告いたします。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5番	報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より、議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、所有権移転が2件、利用権の設定が4件の合計6件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書及び調査書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号2番を議案書及び調査書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号3番を議案書及び調査書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番の集積計画について決定といたします。

議長 次に、事務局より議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号4番を議案書及び調査書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号4番の集積計画について決定といたします。

議長 次に、事務局より議案第1号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号5番を議案書及び調査書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第1号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号5番の集積計画について決定といたします。

議長	次に、事務局より議案第1号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号6番を議案書及び調査書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第1号6番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号6番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、議案第2号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。 事務局より、議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、申請地は周囲がすでに宅地化が進んでいる、少し傾斜のある土地です。この度、ここを地目整理し処分するために願出がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付することが困難であることから、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、申請地は周囲が宅地化が進んでいる、住宅に挟まれた狭隘な農地の残地であります。この度、ここを地目整理するために証明願いが出されました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、宅地の一部となっており、営農作付は困難であることから、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位3番ですが、申請地は山林の傾斜部にある農地で、肥培管理が困難で、長年管理されていない状況であります。一部、平坦な箇所については山からの水が溜まりやすく、肥培管理が難しい土地です。この度、地目整理し処分するため願出がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、相続農地で借り手もいなく、肥培管理が困難な状況であり、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号3番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	ここで、事務局より追加議案の申出がありましたので、議案第3号として許可します。議案第3号農地法第46条の規定による売払いに係る意見についてを、議題といたします。事務局より、議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、追加議案について説明いたします。議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第46条の規定による売払いに係る意見については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	本案件について、まず、農地法第46条を説明します。第46条の規定とは、農林水産省所管の国有財産を耕作目的で売払う場合に適用される規定であります。平成21年に制定され、道内でも数例しか適用されていない案件でございます。 国は買受申込みがあった際、その相手方が農地法第3条第2項各号には非該当で、許可相当の要件を満たしているかどうか、地元の農業委員会に意見を聴くものとされています。 この要件というのは、通常農地法第3条の許可申請の際に審議している内容と同じで、本件は譲受人(売払申請者)が要件を満たしているかを審議し、農林水産省に回答するというものになります。 そこで、順位1番の申請者についてですが、当委員会の意見として、売払対象地の隣接地で耕作している者であり、当該売払対象地を取得後、一体として耕作の事業を行うと認められるものであると、事務局では考えております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

<p>9番</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>よく財務省の国有地もあるが、同じ国有地でも手続きは違うのか。</p> <p>国有地でも、それぞれ所管している省により手続きが違います。本件は農林水産省所管ですので、先ほど説明した流れとなります。</p> <p>他にご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。順位1番の申請者について、適正であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>異議なしと認め、議案第3号1番の申請者は適正であると決定し、農林水産省への意見いたします。</p> <p>次に、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位2番の申請者についてですが、当委員会の意見として、売払対象地の隣接地で耕作している者であり、当該売払対象地を取得後、一体として耕作の事業を行うと認められるものと、事務局では考えております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。順位2番の申請者について、適正であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>異議なしと認め、議案第3号2番の申請者は適正であると決定し、農林水産省への意見いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言ありませんか。 (発言なし)</p> <p>それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時刻 午前10時34分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成31年4月25日(議事録調整日 令和元年5月21日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>